

東小学校校舎内に「東第一学童保育室」を開設しました

学童保育室は、放課後の時間帯に保護者が就労などで不在となる家庭のお子さんを預かる施設です。

市では、保護者の学童保育へのニーズに対応するため学童保育室の整備を計画的に進めており、このたび東小学校校舎内に新たな学童保育室を開室しました。

- ▶ **名称** 東第一学童保育室
- ▶ **場所** 東小学校校舎内1階
- ▶ **開室時間**
【学校授業日】 放課後～午後7時
【長期休業日など】 午前7時30分～午後7時
- ▶ **対象学区** 東小学区
- ▶ **定員** 36人
- ▶ **申し込み** 入室希望日の前月15日までに必要書類を持参の上、子ども未来課に申し込みください。
- ▶ **その他**
 - ・東小学校敷地内の「東学童保育室」は、「東第二学童保育室」に名称が変更となります。
 - ・原則として、東第一学童保育室は中・高学年、東第二学童保育室は低学年のお子さんを中心に受け入れます。
- ▶ **問い合わせ** 同課子ども未来担当(内線262)

行田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金を支給します

市では、母子家庭の母または父子家庭の父が、就職に有利な資格や技能を身につけるための講座を受講した場合、行田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金を支給しています。

なお、この給付金の支給を受けるためには、事前相談が必要です。子ども未来課へお越しください。

- ▶ **対象** 市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準の方
 - ・受講開始日現在、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格がない方
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方
- ▶ **対象講座** 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
※詳細は同課または厚生労働省ホームページ (http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza) でご確認ください。
- ▶ **支給額** 受講費用の60パーセント
※60パーセント相当額が200,000円を超える場合は、200,000円が限度となります。また、60パーセント相当額が12,000円を超えない場合は対象外となります。
- ▶ **問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

行田市母子家庭等高等技能訓練促進費などを支給します

市では、母子家庭の母または父子家庭の父が、就職の際に有利な資格を取得することを目的として、専門学校などの修業訓練機関で受講する場合には、「行田市母子家庭等高等技能訓練促進費」を支給しています。この促進費の支給を受けるためには、事前相談が必要です。子ども未来課へお越しください。

- ▶ **対象** 市内に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての要件に該当する方
 - ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
 - ・働きながらまたは育児をしながら修業することが困難と認められる方
 - ・過去に高等技能訓練促進費の支給を受けたことがない方
- ▶ **対象となる資格** 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- ▶ **支給期間など**
【高等技能訓練促進費】
修業訓練の全期間(最大3年間)
【入学支援修了一時金】
修業訓練機関のカリキュラムを修了した場合
- ▶ **支給額**
【高等技能訓練促進費】
 - ・市民税非課税世帯…月額100,000円
 - ・市民税課税世帯…月額75,000円
- 【入学支援修了一時金】
 - ・市民税非課税世帯…50,000円
 - ・市民税課税世帯…25,000円
- ▶ **問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

お子さんの発達の悩みをご相談ください

教育研修センターでは、昨年度から早期療育事業「ステップ教室」を開設しました。専門的な知識をもつ支援員が、発達の特徴が気になるお子さんの個別療育やご家族への支援を行います。利用した保護者からは「落ち着いて話が聞けるようになってきた」「友達と上手に話ができるようになってきた」などの感想をいただいています。発達や子育てでお悩みのことがありましたら、まずは電話でご相談ください。

- ▶ **受付時間** 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶ **対象** 就学前(年長)から小学1年生までの子どもやその保護者
- ▶ **問い合わせ** 教育研修センター早期療育担当
☎556-6458

身体測定&からだバランス体験講座 ～フィットネスクラブ連携トライアル事業～

フィットネスクラブの協力により開催される「身体測定&からだバランス体験講座」です。体組成計を使って体力年齢などを測定したり、健康づくりや体力づくりのためのポイントを教わったりすることができます。

フィットネスクラブ一覧

施設名	スポーツフィールド行田	コナミスポーツクラブ行田
所在地	緑町8-8	持田1-4-56
電話	☎553-1666	☎555-3541
日時	<全3日間> 1日目は次の①～④の中から希望する日を選択 2日目および3日目は同月中の希望する日に参加できます。 【4月申し込み分】 ①5月4日(休)午後1時30分～2時20分 ②5月6日(出)午後7時～7時50分 ③5月7日(日)午後1時30分～2時20分 ④5月10日(水)午前10時10分～11時 【5月申し込み分】 ①6月1日(休)午後1時30分～2時20分 ②6月3日(出)午後7時～7時50分 ③6月4日(日)午後1時30分～2時20分 ④6月7日(水)午前10時10分～11時	次の①～③の講座の中から希望する講座を選択 【4月申し込み分】 ①4月25日(火)午後7時～8時30分 ②4月27日(木)午後1時15分～2時30分 ③4月25日(火)午前11時15分～午後1時 【5月申し込み分】 ①5月23日(火)午後7時～8時30分 ②5月25日(木)午後1時15分～2時30分 ③5月30日(火)午前11時15分～午後1時
講座内容	1日目：からだ測定、施設利用 2日目および3日目：軽運動、筋力アップ、ヨガ、プールなど	講座①「ボディバランス45」 ・筋力、柔軟性、バランスの向上 講座②「ボディバランス30」 ・筋力、柔軟性、バランスの向上 講座③「ステップアップ・ロコモフィット」(シニア向け) ・足腰トレーニングや生活習慣病予防
定員	20人(先着順) ※①～④各5人まで	15人(先着順) ※各講座5人まで
申し込み	4月申し込み分は4月16日(日)、5月申し込み分は5月16日(火)のそれぞれ午前10時から直接または電話で当該施設	4月申し込み分は4月17日(月)、5月申し込み分は5月16日(火)のそれぞれ午前10時から直接または電話で当該施設

- ▶ **対象** 市内在住の20歳以上の方で、医師らから運動制限を受けていない方
- ▶ **参加費** 無料
- ▶ **その他** 一施設につき一度のみの利用となります。講座内容は、参加者や施設などの状況により変更の場合あり。
- ▶ **問い合わせ** 当該施設または保健センター ☎553-0053

行田市ひとり親家庭等児童養育手当の申請をお忘れなく

市では、義務教育就学中のお子さんを養育しているひとり親家庭の父もしくは母、または父母に代わって養育している方に対して「行田市ひとり親家庭等児童養育手当」を支給しています。なお、手当を受けるためには申請が必要です。

- ▶ **対象** 本市に住民登録をしている方で、次のいずれかに該当するお子さんと同居し、監護している保護者(養育者含む)
 - (1)父もしくは母または父母の双方が死亡したお子さん
 - (2)父母が婚姻(事実婚を含む)を解消したお子さん
 - (3)母が婚姻によらずに出産したお子さん
 ※生活保護受給世帯は対象外
- ▶ **支給額**
【(1)の場合】1人月額6,000円
【(2)または(3)の場合】1人月額3,000円
- ▶ **支給時期** 7月、11月、3月(4カ月分をまとめて支給)
- ▶ **所得制限** 保護者の平成29年度(4月から7月までの手当については平成28年度)の市町村民税所得割が課税されていないこと
- ▶ **その他**
 - ・手当は申請した月から対象となります。
 - ・既に手当を受給している方でも、平成29年4月に小学1年生になるお子さんがいる場合は、申請が必要となります。
- ▶ **問い合わせ** 子ども未来課給付担当(内線292)

心臓病児童手術見舞金

市では、心臓疾患のあるお子さんが手術を受けた場合に、見舞金を支給しています。

- ▶ **対象** 市内に1年以上住民登録がある18歳未満の方
- ▶ **支給額** 200,000円
- ▶ **申請方法** 子ども未来課で配布している申請書類に必要事項を記入の上、申請してください。
- ▶ **提出書類**
 - ・心臓手術見舞金支給申請書
 - ・医師の診断書(病名・手術の年月日が記載されていること)
- ▶ **問い合わせ** 同課給付担当(内線292)